都市計画法（開発許可制度）に基づく処分の審査基準

　１　都市計画法第３４条第１号（公共公益施設）に係る審査基準・・・・・・・・・ １

　２　都市計画法第３４条第１号（店舗等）に係る審査基準・・・・・・・・・・・・ ４

　２―２　都市計画法第３４条第１号（敷地面積が1,000㎡を超えるコンビニエンスストア）に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

　３　都市計画法第３４条第２号に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

　４　都市計画法第３４条第４号に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

　**５　都市計画法第３４条第７号に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ １７**

　６　都市計画法第３４条第９号に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

　７　都市計画法第３４条第１１号及び

　　　同法施行令第３６条第１項第３号ロに係る審査基準・・・・・・・・・・・・ ２０

　８　都市計画法第３４条第１２号及び

　　　同法施行令第３６条第１項第３号ハに係る審査基準・・・・・・・・・・・・ ２９

　９　都市計画法第３４条第１３号に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・・・ ３０

　10　都市計画法第３７条第１号で規定する

　　　工事完了公告前の建築物等の承認の審査基準・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

　11　都市計画法第４２条第１項で規定する

　　　予定建築物以外の建築等の許可の審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２

　12　都市計画法第４５条で規定する地位承継の承認の審査基準・・・・・・・・・ ３３

　都市計画法に基づく許認可等の審査基準（技術的基準は除く。）は、次のとおりとする。

５　都市計画法第３４条第７号に係る審査基準

　(1) 密接な関連について

　　　本号でいう密接な関連を有するものとは、人的及び資本的な関連ではなく、生産活動において関連性を有する次のものとする。

　　　既存の工場等に自己の生産物の原料又は部品の５割以上を依存し、あるいは自己の生産物の５割以上を原料又は部品として納入する場合等、具体的な事業活動に着目し、生産、組立及び出荷等の各工程に関して既存の工場と不可分一体である関係にある場合**。（既存の工場等を拡張する場合は、事業の内容、規模等により総合的に判断する。**）

(2) 事業活動の効率化について

　　　事業活動の効率化とは既存の事業の質的改善または量的拡大等の効率化をいうものである。

**(3) 事業の継続性について**

**「密接な関連」が将来にわたって担保等が得られること。**